



ACCSJ 面会交流支援における原則と基準

はじめに

面会交流支援全国協会（以下、ACCSJ）は、子どものための面会交流の実現に向けて、面会交流を支援する団体や個人が守るべき基準として本基準を策定する。ACCSJは、ACCSJの会員となる面会交流支援を提供する団体や個人（以下、支援団体）の管理や運営方法、理念の多様性を尊重しつつ、支援団体が遵守すべき共通の基準を示し、支援団体の適格性を示すものである。

1. 面会交流支援の基本的な目的

- 子の権利、子の福祉、安心・安全の実現

==

- (1) 面会交流は子の権利の観点から行われ、子の福祉の実現が、面会交流支援において最も重視される目的である。
- (2) 面会交流の支援者（以下、支援者）は、子どもが安心して面会交流できるように支援を提供する。

2. 運用上の責務と管理

- 団体の適法性
- 団体としてのマネジメント体制
- 財務の透明性と適切な財務会計

==

- (1) 支援団体は、非弁行為の禁止をはじめ、関係する法令を遵守してその運用を行う。
- (2) 支援団体は、面会交流支援に関する業務の管理体制を整備する。体制の整備は、各団体の規模や支援提供形態にあわせて、必要な範囲で行う。
- (3) 支援団体は、財務の透明性に努め、適切に財務会計を行う。
- (4) 支援団体が利用者に報酬あるいは費用の支払いを求める場合には、その料金が予め明示され、変更があれば、照会者と利用者にもその変更を周知する。また、その料金は、提供される支援の内容から合理的な範囲で設定する。
- (5) 支援団体の事業につき、報酬あるいは費用、その他の収入がある場合には、領収書の発行をはじめ、適切に事務処理およびその管理を行う。

注：

* 支援団体の規模はさまざまであり、少人数あるいは個人規模の支援団体もある。それぞれの規模に合わせた体制の整備が求められる。

3. スタッフの採用と管理

- 支援団体のスタッフに対する安全確保義務、スタッフ採用における法令の遵守
- 支援者に求められる適格性
- 支援者への研修提供義務

==

- (1) 支援団体は、有給・無給を問わず、支援団体のスタッフ全員の安全を確保する責任を負う。
- (2) スタッフには、支援に直接携わるスタッフである支援者とその他のスタッフがおり、採用形態において、有償および無償のボランティアスタッフと雇用契約に基づくスタッフがある*。支援団体は、採用するスタッフの業務責任について明確に理解し、採用方法による適用法令の違いに留意してスタッフの管理を行う。
- (3) 有給でスタッフが雇用される場合には、関係法令**に定められた諸規定を遵守する。
- (4) 支援団体のスタッフは、本基準に定められた基準の遵守に合意する。
- (5) 支援団体は、面会交流支援に携わるスタッフ(以下、支援者)に一定の研修を提供する***。
- (6) 個別の面会交流支援を行う主な支援者は、利用者が置かれている状況を理解し、子の福祉に配慮し、安全性の問題が生じた際に適切な対応をとることができる能力を具備する。
- (7) 支援者は、心身の健康管理に努め、支援団体は、支援者の健康に配慮して必要な支援や助言を行う。

注：

* スタッフのあり方として、会費等を支払い、支援団体の会員となって支援を行う場合もあるが、これらの支援員も、有償・無償のボランティアスタッフおよび雇用契約に基づくスタッフのいずれかに分類される。

** 「関係法令」には、労働法および社会保険法の法領域に関する法令・規則等が含まれる。

*** 支援団体がスタッフに提供する各研修およびガイダンスは、ACCSJ が支援団体に提供する研修プログラムを利用することが可能である。

4. 面会交流支援の内容と支援団体の役割

- 面会交流に関する親の責任
- 面会交流支援の意味
- 非弁行為に関する法令の遵守

==

- (1) 面会交流は親の責任においてなされ、面会交流支援は、面会交流の安全を確保して子の福祉を促進するためのものである。
- (2) 面会交流支援は、親が自身で面会交流を実現することが難しい場合に、その実施を支援するものであり、利用者である同居親と別居親がともに面会交流に合意していることを前提とする。
- (3) 面会交流の取決めや協議を支援する場合には、関係する法規に従い、適法にその支援を行う*。

注：

*面会交流の取決めや協議に関する支援において、支援者の働きかけが非弁行為に該当する事がある。非弁行為に該当する支援は、弁護士等の適切な資格を有する者あるいはADR 認証事業者により行われる必要がある。その判断として、ACCSJ ガイドラインを参考にすることができる。

5. 個人情報の保護

- 個人情報保護義務とガイドラインの設定
- スタッフに対する研修義務と秘密保持契約

==

- (1) 面会交流支援に関係して取得した利用者の情報は適切に管理され個人情報として保護する。
- (2) 各支援団体は、個人情報の保護方針およびその取り扱いについてのガイドライン(6. ②)を設定する*。
- (3) 支援団体は、個人情報を取り扱うスタッフに情報の取扱いについての研修を実施し、スタッフと個人情報保護の遵守に関する契約を書面にて締結する**。

注：

* 個人情報の保護方針およびそのガイドラインには、個人情報に該当しないが、面会交流支援を受託するに際して利用者から提出されたプライバシーに関わる情報の取扱いを含む。

**個人情報保護の遵守に関する契約が、誓約書という形で締結されることもある。

6. 支援機関が整備すべき文書

- 規則・同意書・ガイドラインなど事前に整備する文書のリスト

==

- (1) 支援団体は、本基準を満たす次にあげる団体内規則、同意書、ガイドライン等を整備する。各文書は、個別に整備されていなくても、その内容を含む文書があれば本基準を満たすものとする*。
 - ① 支援団体の理念や目的、団体内で遵守すべき事項を定めた文書
 - ② 個人情報の取扱いについて定めた文書
 - ③ 支援の申込みから支援の提供、その情報の記録・保管を含む面会交流支援の手順を示した文書
 - ④ 利用者に支援団体が提供する支援の内容や申込み手順について示す文書
 - ⑤ 利用者が遵守すべきルールを示した文書
 - ⑥ 利用者が⑤に示したルールの遵守に合意したことを示す同意書のひな型
 - ⑦ 利用者の苦情や苦言、安全性の問題が発生した際に対応すべき手順を示した文書
- (2) 前項①号から⑤号の文書を公開する。

注：

* 各団体において、本条が定める文書の内容が、さまざまな規約や契約書の中で整備され、各号に定める文書として独立していないこともある。各号に定める内容を含む他の文書がある場合には、本基準を満たすこととなる。

7. 支援実施の手順と内容

- 交流支援の類型と支援の際の注意事項
- 事前面談・支援計画・父母の同意
- 子どもへの事前の配慮
- 面会交流支援をする際の姿勢：家族が置かれている状況，文化的多様性，ジェンダーへの理解と配慮，公平性

==

- (1) 支援者は、子どもの立場と、利用者および関係者が置かれるさまざまな状況の理解に努め、適切な配慮を行う。
- (2) 子どもや利用者が置かれている状況を理解する際には、文化的多様性を尊重し、ジェンダーの観点に配慮する*。
- (3) 面会交流支援において、支援者は、同居親と別居親を公平に取り扱う。
- (4) 面会交流支援は、主に、連絡調整支援、受け渡し支援、付き添い型支援があり、支援内容の類型ごとに、その手順や留意事項を整備する（6. ③）。
- (5) 受け渡し支援および付き添い型支援では、同居親と別居親とに事前面談を行い、利用者の状況を理解した上で、支援の内容を確認する。
- (6) 利用者が遵守すべきルールと支援内容（6. ④、⑤）について、同居親および別居親の双方が事前に同意する。同意は書面で行い、署名にてその同意を記録する（6. ⑥）**。
- (7) 受け渡し支援および付き添い型支援では、可能な範囲で、子どもと支援者が事前に面会し、子どもの年齢と理解能力に配慮しながら、子どもに面会交流について話をし、子どもの気持ちについて聞いておくことが望ましい***。
- (8) 利用者である父母が直接に会うことを制限される場合や、住所を秘匿する必要がある場合には、その安全性を確保するための手順を計画し、支援内容を文書に示す。
- (9) 面会交流支援において、支援者は、子の権利が保障され、子の福祉が実現されるよう、必要とされる可能な配慮を行い、利用者に助言や提案を行う。

注：

* 親子や家族に関しては、当事者の生育した地域や職域の文化、宗教、教育などが、利用者の価値観や考え方に反映することがある。そうした多様性に配慮する一方、固定的、伝統的な家族観、親子観、男女観による不平等が生じないよう、当事者が置かれている立場を理解することが求められる。

** 文書による契約および署名は、契約締結後に電子化して保管することができる。また、本契約・署名は、電子書面および電子証明書を用いた電子署名で行うことができる。

***子どもの気持ちについて傾聴することが求められ、その意思を尊重するか否かは、面

会交流支援の実態に照らし合わせ、子の福祉実現の観点から判断される。加えて、支援終了後にも子どもの気持ちを聞く機会が設けられていることが望ましい。子どもの気持ちを聞くとの意味と方法について、ACCSJ ガイドラインに示される。

8. 交流の記録*

- 記録の必要性と記録の目的
- 記録項目

==

(1) 各面会交流支援の内容を記録する。その記録には下記の項目を含む。

- ① 利用者および面会する子どもの氏名、面会交流実施の日時およびその場所
- ② 主な支援者の氏名
- ③ 面会交流の様子の概要
- ④ 面会交流において問題が生じた際にはその事項

(2) 記録された文書は、支援の適正を維持し、事故が発生した際の対応を可能にするためのものであり、利用者を含む第三者に開示する目的のものではない**。

(3) 記録された文書は、支援の適正を検証し、リスク管理のために支援団体内で共有することができる。

(4) 記録された文書は、一定の期間、保管し、権限がない者が不正にアクセスし、入手することがないように適切に管理する***。また、将来的な子どもの知る権利を保障するため、可能な範囲で長期に渡り保管するよう努める****。

注：

* 支援の記録は、支援内容を検証するために必要となるだけでなく、各支援団体の支援の適正を示すことに資するものである。また、個別の支援において、他の支援者や支援団体に引き継ぎがなされる際にも、支援記録が重要な役割を果たす。

** 支援記録文書は、支援内容を親に報告するために作成される文書とは別の目的で作成される文書であり、作成した団体に帰属し、団体の判断のもと、開示等の判断がなされる。文書の取扱いについては、ACCSJ ガイドラインを参考にすることができる。

*** 文書の保管は、団体の規模や事務所の有無によって困難が伴うことがある。さまざまな環境にある団体が可能な対応について、ACCSJ ガイドラインを参考にすることができる。

**** 「子どもの知る権利の保障」としての面会交流支援記録とは、子ども自身が、親について、あるいは、親がどのように自身に関わっていたのかを知る機会を保障するための記録である。子どもの知る権利として、本人の記録にアクセスする権利について、日本では議論がはじまったところであるが、将来的な制度整備に向けて、ACCSJ 基準ではその保管を奨励する。

9. 事故および苦情への対応

- 保険加入と保険加入有無の明示
- 事故や苦情への適切な対応

==

- (1) 支援団体の規模や支援内容に応じて、事故等を補償するための保険に加入するよう努める*。
- (2) 項削除
- (3) 面会交流の実施に際し事故が発生した際には、関係者全員の安全を確保するために、適切な処置と対応が求められる。
- (4) 面会交流の実施は利用者の責任に基づいて行われるが、発生した事故その他の問題には、利用者との協議のもと誠実に対応する。
- (5) 利用者により、支援の内容や実施された支援について意見や苦情が申し立てられた際には、手順(6.⑦)に従い、誠実に対応する。
- (6) 意見や苦情が取り上げられ、支援団体として何らかの対応をした場合には、その内容を記録して、一定の期間、保管する。

注：

* 保険の加入は、利用者及びスタッフの安全を保障するために重要である。小規模団体や団体立ち上げの直後であるなどの理由で保険加入が難しい場合にも、可能な限り早期に加入することが望ましい。面会交流支援制度が、ある程度社会的に展開した段階で、本条の保険加入を義務づける改正を検討する。

10. 困難ケースの対応および支援者支援の体制

- 団体内における困難ケースに対応するための体制整備
- 支援者を支援する体制整備
- 事例検討会の推奨

==

- (1) 支援者が担当する困難なケースについて、対応を相談し、検証することができる体制を可能な範囲で整備する。
- (2) 支援団体は、経験実績のある支援者が助言や指導をするなど、支援者の状況を把握し、支援者を支援することができる体制を可能な範囲で整備する*。
- (3) 各支援団体における支援について、団体内で事例検討会を実施することを推奨する**。

注：

* 面会交流支援は、各支援者が個別の家族に対応するため、支援者が個人的に問題を抱えてしまう危険がある。また、利用者ごとに異なる対応が求められるため、経験のある支援者にとっても困難を伴うものである。そのため、複数人で支援について相談しあうことができる体制や、助言・指導する体制を整備するなどの対応が求められる。規模の小さい団体における体制については、広域地域における団体間で協力しあう体制整備を

ACCSJ が支援する。

**団体内における支援内容を検証し、話し合うことによって、それぞれの家族にふさわしい支援が可能になる。また、さまざまな支援の経験を共有することによって、多様な家族への質の高い支援を可能とする。

11. 面会交流支援における安全の確保

- 関係者全員の安全の確保
- 利用者が遵守すべき事項の設定と事前の同意
- 安全確保のためのガイドラインの設定

==

- (1) 面会交流の実施において、関係者全員の安全の確保が最も優先される。
- (2) 児童虐待やドメスティック・バイオレンスは子の福祉を害することを共通認識とした上で、安全の確保を図る。
- (3) 前 2 項の安全を確保するために利用者が遵守すべき事項について、支援利用契約や利用契約の内容となる規約等に定め、同意書への署名によって利用者に確認する (6. ⑤、⑥) *。
- (4) 面会交流実施中に安全上の問題が生じた際には、事前に準備したガイドライン (6. ⑦) に従って適切に対応し、必要な場合には警察などの関係機関に助けを求める**。

注：

*利用者の遵守事項には、①連れ去りの禁止、②暴言、暴力、威圧的言動の禁止、③支援者の指示へ従うことを含み、遵守されない場合には、支援団体は支援を中止することができる。本遵守事項の例や利用者への確認における注意事項については、ACCSJ ガイドラインを参考にすることができる。契約および署名については、7. 注釈。

**面会交流が実施される場所の所轄の警察を事前に確認して、関係するスタッフが適切に連絡をとることができる体制を整備する。ガイドラインや安全性の問題が生じる場合の事前、事後の対応について、ACCSJ ガイドラインを参考にすることができる。

附則 1 本基準は、2022 年 9 月 23 日より ACCSJ 面会交流支援団体認証基準として適用する。

附則 2 (2024 年 4 月 25 日改正) 本基準は、2024 年 4 月 25 日より ACCSJ 面会交流支援団体認証基準として適用する。